

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する
規則の一部改正について

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部を
次のとおり改正する

平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日提出

全国知事会

会長 山 田 啓 二

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部改正について（概要）

1. 改正の趣旨・内容

現下の厳しい財政状況の中、各都道府県においては、事務事業の見直し、職員の給与カット等諸経費を抑制し、効率的な行財政運営に努めているところであり、各都道府県の分担金で運営する本会としても、より一層の効率的な運営に努める必要がある。

平成25年7月から実施している全職員を対象とする給与削減の特例措置（管理職△9.77%など）は、今年度末で終了するが、平成26年度においては従来と同様の給与削減を以下のとおり実施する。

また、国と同様、55歳を超える職員の昇給抑制を行う。

（1）事務総長及び7級以上職員の給与削減

- ・事務総長 俸給月額5%カット
- ・7級以上職員 俸給月額3%カット

（2）55歳を超える職員の昇給抑制

- ・55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給させないなどの措置を講ずる。

2. 施行期日

・平成26年1月1日

（（1）については、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで実施）

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第一条〜第三条 (略)</p> <p>2 前項各号の給料表(以下「給料表」という。)については、前項第一号に規定するものにあつては「一般職の職員の給与に関する法律」(昭和二十五年法律九十五号。以下「給与法」という。)第六条第一項第十号に定める指定職俸給表を、前項第二号に規定するものにあつては給与法第六条第一項第一号に定める行政職俸給表(一)を、前項第三号に規定するものにあつては給与法第六条第一項第一号に定める行政職俸給表(二)を、前項第四号に規定するものにあつては「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」(平成九年六月四日法律六十五号。以下「任期付研究員法」という。)第六条に定める任期付研究員俸給表をそれぞれ準用する。但し、これらの表中「号俸」とあるのは「号給」と、「俸給月額」とあるのは「給料月額」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>第一条〜第三条 (略)</p> <p>(給料表等)</p> <p>第四条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は規程に定めるところによる。</p> <p>一 指定職給料表</p> <p>二 事務職員給料表</p> <p>三 技能職員給料表</p> <p>四 任期付研究員給料表</p> <p>2 前項各号の給料表(以下「給料表」という。)については、前項第一号に規定するものにあつては「一般職の職員の給与に関する法律」(昭和二十五年法律九十五号。以下「給与法」という。)第六条第一項第十号に定める指定職俸給表を、前項第二号に規定するものにあつては給与法第六条第一項第一号に定める行政職俸給表(一)を、前項第三号に規定するものにあつては給与法第六条第一項第一号に定める行政職俸給表(二)を、前項第四号に規定するものにあつては「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」(平成九年六月四日法律六十五号。以下「任期付研究員法」という。)第六条に定める任期付研究員俸給表をそれぞれ準用する。但し、これらの表中「号俸」とあるのは「号給」と、「俸給月額」とあるのは「給料月額」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項第一号から第三号に係る職員の職務は、その複雑、困難及び責</p>

2 新たに職員となつた者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給のうち、その者の資格に応じて人事院規則九一八第十二条別表第二に定める初任給基準表に掲げる級及び号給の給料表における金額と同じ額の号給とし、その者に適用しようとする同表の相当額がその者の属する職務の級における最低の号給の額に達しないときは、その最低の号給とする。但し、その職員がその職務について有用な学歴、免許、経歴等をその職務の最低限度の資格を越えて有する場合においては、規程の定めるところによりそれより上位の号給とすることができる。

任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び級別の資格基準は規程で定める。

4 第一項第一号から第三号に係る職員の職は前項に規定する級のいずれか一に格付けし、第一項の給料表により職員に給料を支給する。

(事務総長の給料)

第五条 事務総長の給料は、前条の規定にかかわらず給与法に定める指定職俸給表に掲げる俸給月額に相当する額のうち、会長の指定する額とする。

(初任給)

第六条 新たに職員となる者の職務の級は、その者の職務の級を給料表の職務の級一級及び二級のいずれか一に格付する場合は会長の決定する級、それ以外の職務の級に格付する場合は第四条第三項の規定に基づく基準に定める資格に適合する級とする。

2 新たに職員となつた者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給のうち、その者の資格に応じて人事院規則九一八第十二条別表第六に定める初任給基準表に掲げる級及び号給の給料表における金額と同じ額の号給とし、その者に適用しようとする同表の相当額がその者の属する職務の級における最低の号給の額に達しないときは、その最低の号給とする。但し、その職員がその職務について有用な学歴、免許、経歴等をその職務の最低限度の資格を越えて有する場合においては、規程の定めるところによりそれより上位の号給とすることができる。

(昇格、昇給等)

第七条 職員を昇格（職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更すること。）させるときは、規程に定める資格基準に従い、その者の資格に応じて、一級上位の職務の級に決定するものとする。

2 職員が上位の職務の級に必要な資格を取得した場合及び生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となつた

6 五十五歳（技能職員給料表の適用を受ける職員にあつては五十七歳）を超える職員の第四項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

第八条〜第三十八条（略）
附則1〜8（略）

場合は、前項の規定にかかわらず昇格させることができる。

3 職員を昇格させ或いは降格（職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更させること。）させた場合の号給の決定並びに給料表の適用を異にする職の異動等があつた場合の異動後の級及び号給の決定については規程に定めるところによる。

4 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、規程で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給（その職務の級が七級以上の職員にあつては、三号給）とすることを標準として規程で定める基準に従い決定するものとする。

6 五十五歳（技能職員給料表の適用を受ける職員にあつては五十七歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給（その職務の級が七級以上の職員にあつては、三号給）」とあるのは「二号給」とする。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第八条〜第三十八条（略）
附則1〜8（略）

附則

（指定職俸給表を受ける者の給料の額）

9 第四条第一項第一号に掲げる給料表の適用を受ける職員の給料月額

は、第五条及び全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則施行規程第三条但し書きの規定にかかわらず、これらの規定により定められた俸給月額から当該俸給月額に事務総長にあつては百分の五、事務局次長にあつては百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。
ただし、退職手当の算出の基礎となる給料の月額は、この限りでない。

(その他職員の給料の額)

10 第四条第一項第二号に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、全国知事会事務局の組織等に関する規則第三条第二項の規定に定める部(室)長及び副部(室)長にある者で、その職務の級が七級以上の者に係る給料月額は、第四条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた給料月額から当該給料月額に百分の三を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、管理職手当、地域手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

11 前二項の特例は、平成二十五年四月一日から平成二十五年六月三十日までの間に限り行うものとする。

附則12〜21 (略)

11 前二項の特例は、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に限り行うものとする。

附則12〜21 (略)

1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部改正について

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第六条第一項第十号」を「第六条第一項第十一号」に改める。

第六条第二項中「人事院規則九一八第十二条別表第六」を「人事院規則九一八第十二条別表第二」に改める。

第七条第六項を次のとおり改める。

6 五十五歳（技能職員給料表の適用を受ける職員にあつては五十七歳）を超える職員の第四項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

附則第十一項中「平成二十五年四月一日から平成二十五年六月三十日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

（改正事由）

現下の厳しい財政状況の中、各都道府県においては、事務事業の見直し、職員の給与カット等諸経費を抑制し、効率的な行財政運営に努めているところであり、各都道府県の分担金で運営する本会としても、より一層の効率的な運営に努める必要がある。

平成二十五年七月から実施している全職員を対象とする給与削減の特例措置（管理職△九・七七%など）は、今年度末で終了するが、平成二十六年度においては従来と同様の給与削減を実施する。

また、国と同様、五十五歳を超える職員の昇給抑制を行う。